

## 議題（１）

東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における  
水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合  
海区漁業調整委員会指示第17号の発出について

このことについて、令和6年12月18日付け水産第1886号・千水審  
第7号で千葉県水産振興審議会会長から別添のとおり付議されましたので、  
審議されたい。

令和7年1月24日

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会

部会長 大和 義久



水産第1886号  
千水審第7号  
令和6年12月18日

千葉県水産振興審議会

海面利用調整部会長 大和義久様

千葉県水産振興審議会

会長 坂本雅信

(公印省略)

東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における  
水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合  
海区漁業調整委員会指示第17号の発出について（付議）

令和6年12月18日付け水産第1856号で千葉県知事から諮問があったこのこと  
については、千葉県水産振興審議会部会設置及び議事運営に関する要領第4条の規定に  
より、貴部会に付議しますので、審議願います。



水産第1856号

千葉県水産振興審議会

会長 坂本雅信 様

東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における  
水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合  
海区漁業調整委員会指示第17号の発出について（諮問）

このことについて、千葉海区漁業調整委員会から別添写しのとおり貴審議会の海面利用調整部会に対する意見聴取の依頼がありましたので諮問します。

令和6年12月18日

千葉県知事 熊谷俊人

(公印省略)



千漁調委第97号  
令和6年12月17日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉海区漁業調整委員会  
会 長 石井 春人  
(公印省略)

東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における  
水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合海区  
漁業調整委員会指示第17号の発出について（依頼）

このことについて、一都二県連合海区漁業調整委員会会長から別添のとおり  
協議がありましたので、千葉県水産振興審議会海面利用調整部会の意見聴取を  
お願いします。

一二連海第6-3号  
令和6年12月2日

千葉海区漁業調整委員会会長 様

一都二県連合海区漁業調整委員会  
会長 櫻本和美



東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における  
水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合海  
区漁業調整委員会指示第17号(案)の発動について(協議)

このことについて、令和6年11月27日に開催された第26回一都二県連  
合海区漁業調整委員会において、漁業法第120条第1項の規定による東京湾  
横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊  
漁船業の禁止に係る一都二県連合海区漁業調整委員会指示第17号(案)の発動  
が議決されましたので、貴委員会に協議いたします。

なお、併せて、貴都県の海面利用協議会への事前協議をお願いします。

問合せ先

一都二県連合海区漁業調整委員会事務局

(神奈川県漁業調整委員会事務局) 竹村

電話 045-210-8556

ファクシミリ 045-210-8908

Email fm9500.mme@pref.kanagawa.lg.jp

一都二県連合海区漁業調整委員会指示第17号（案）

東京湾横断道路木更津人工島（以下「海ほたる」という。）周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和7年2月 日

一都二県連合海区漁業調整委員会  
会 長

（水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止）

1 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（以下「区域」という。）において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内（船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。）をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。

ア 北緯35度27分43.2秒、東経139度52分55.9秒の点

イ 北緯35度27分30.7秒、東経139度52分43.2秒の点

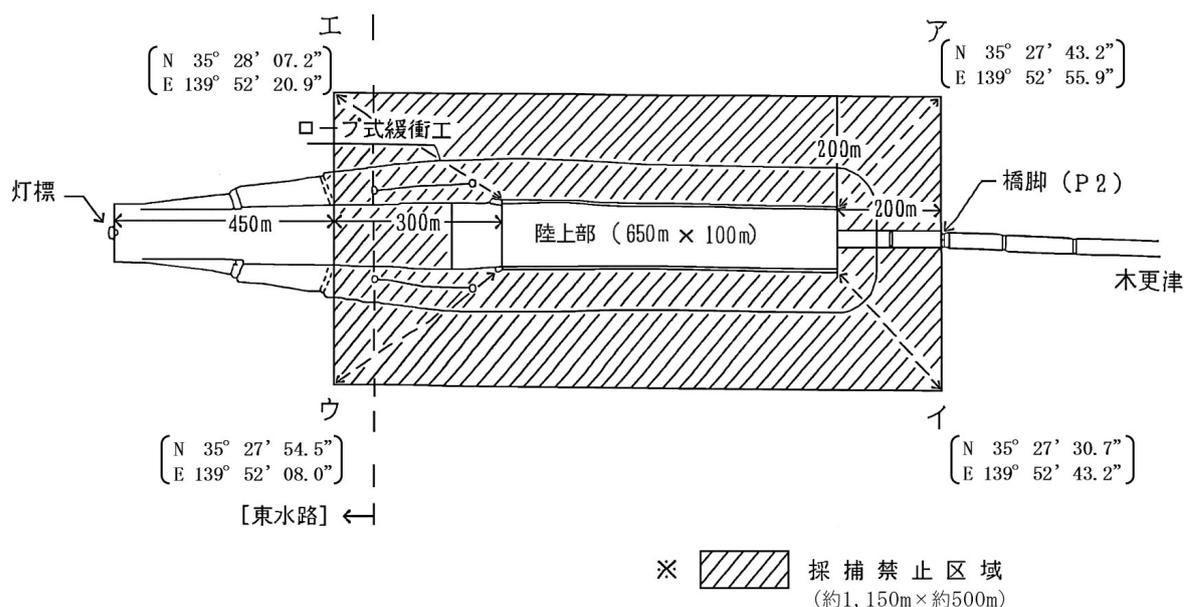
ウ 北緯35度27分54.5秒、東経139度52分08.0秒の点

エ 北緯35度28分07.2秒、東経139度52分20.9秒の点

（指示の有効期間）

2 この指示の有効期間は、令和7年3月1日から令和9年2月28日までとする。

（採捕禁止区域図）



# 海ほたる禁漁区における違反船現認記録

## 1. 年度別集計(直近10年)

令和6年9月末日現在

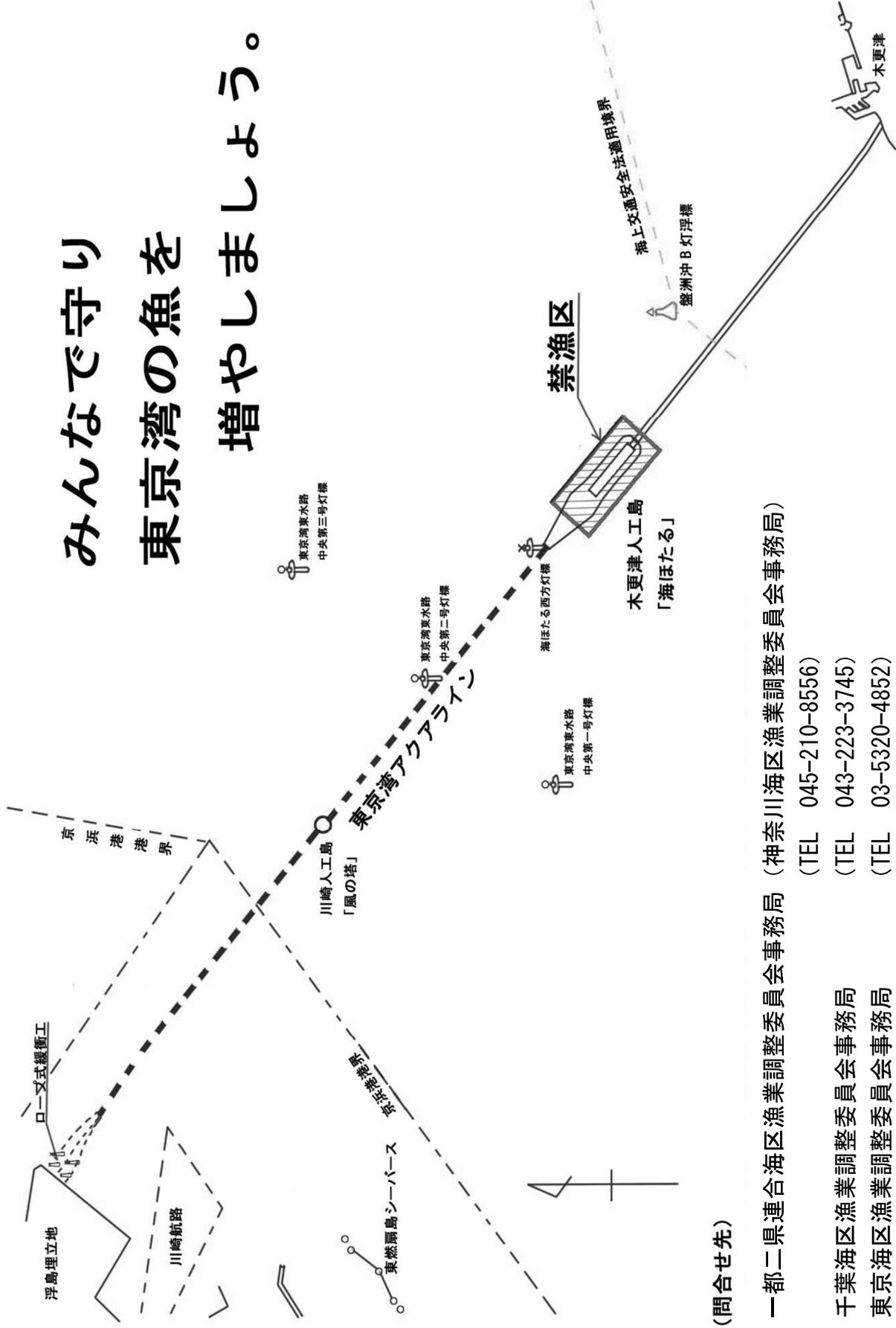
年度	取締り回数				違反船						指導内容				指導結果					
	東京	千葉	神奈川	計	船の種類				船籍		海上指導		後日指導		従う	従わず	逃げた			
					漁船	遊漁船	PB・ヨット	計	東京都	千葉県	神奈川県	その他・不明	計	チラシ				口頭指導	文書	口頭
H27	1	144	2	147	7	7	59	73	25	39	1	8	73	11	65	0	0	59	2	11
H28	1	136	1	138	7	3	64	74	12	53	1	8	74	9	67	20	0	69	0	5
H29	1	113	1	115	1	13	29	43	8	30	0	5	43	11	37	7	0	40	0	3
H30	1	105	1	107	2	0	10	12	1	11	0	0	12	2	12	2	0	12	0	0
R1	1	47	1	49	0	1	8	9	0	7	0	2	9	0	9	2	0	9	0	0
R2	0	80	0	80	1	4	18	23	7	11	2	3	23	9	23	2	0	23	0	0
R3	1	90	1	92	3	4	22	29	4	22	2	1	29	13	19	0	0	24	0	2
R4	1	82	1	84	1	3	16	20	4	11	4	1	20	3	16	10	0	18	0	2
R5	1	82	1	84	0	2	9	11	0	5	2	4	11	0	9	0	0	8	1	0
R6	1	28	1	30	0	1	3	4	1	2	0	1	4	1	3	0	0	4	0	0

※ H28の文書指導の件数には、周知文書の送付6件を含む。

## 2. 直近の累積違反件数(R3.3~R6.9) ※ ①前期間(R3.3.1~R5.2.28)、②現期間(R5.3.1~R7.2.28)の通算累積違反回数

違反回数	隻数
1	53
2	4
3	0
4	1
5~	0
計	58

# みんなで守り 東京湾の魚を 増やしましょう。



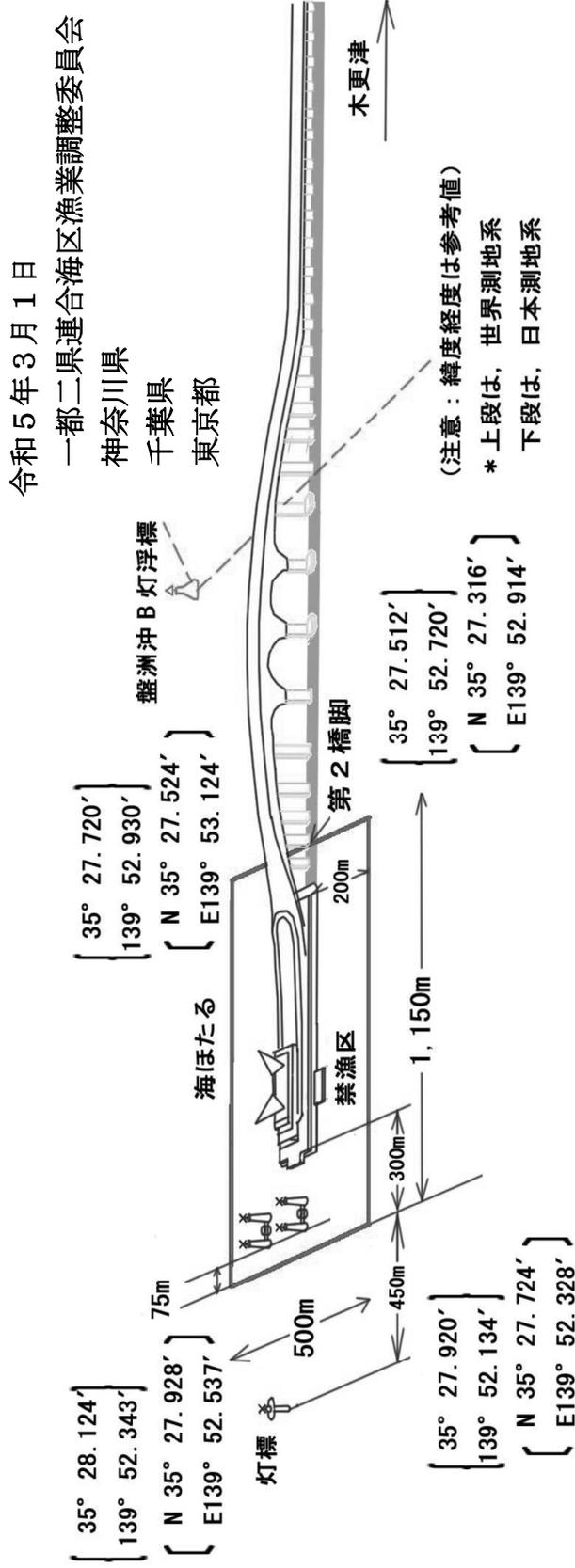
(問合せ先)

- 一都二県連合海区漁業調整委員会事務局 (神奈川県海区漁業調整委員会事務局) (TEL 045-210-8556)
- 千葉海区漁業調整委員会事務局 (TEL 043-223-3745)
- 東京海区漁業調整委員会事務局 (TEL 03-5320-4852)

※この禁漁区は、一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号により設定されたものです。

# 木更津人工島「海ほたる」周辺海域は禁漁区となっています

木更津人工島「海ほたる」の周囲は穏やかな斜面となっているため、魚類の産卵や稚魚の成育に適しています。そこで、水産動植物の繁殖保護を図るため、木更津人工島「海ほたる」の周辺海域を禁漁区としました。ここでは、漁業・遊漁とも、すべての水産動植物の採捕が禁止です。また、この禁漁区への遊漁の案内（船舶により乗客を案内して水産動植物を採捕させること）も禁止です。



# 海ほたる禁漁区 魚群探知機調査結果

## 【目的】

○水産動植物の繁殖、保護を目的とした海ほたる禁漁区について、魚群探知機をもとに魚類の集積状況を調査する。

## 【調査方法】

監視委託船「金協丸」(H14、H15)及び千葉県調査・指導船「ふさなみ」(H16～)による監視の際に、図1の調査点において、魚群探知機反応を4段階(濃密:3、密:2、有:1、無:0)で記録した。

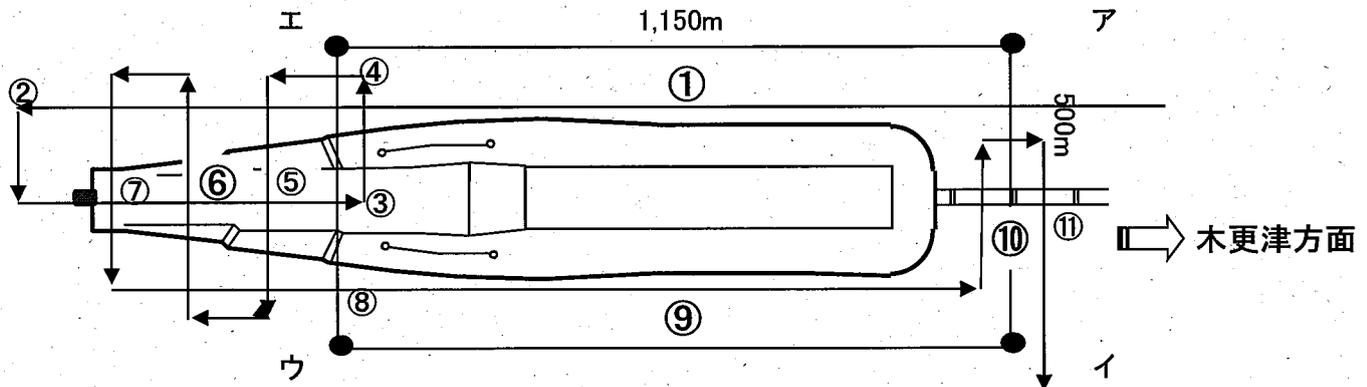


図1 調査点 (H26年度以降は4点で実施)

## 【調査結果】

表1 調査年度ごとの各調査点の魚群探知機の反応の平均値

調査年度	調査回数	調査点											平均
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
H14	14	0.7	0.4	1.9	0.9	0.9	0.6	0.4	0.9	0.9	1.0	0.4	0.8
H15	1	1.0	1.0	2.0	0.0	1.0	1.0	0.0	2.0	2.0	1.0	0.0	1.0
H16	29	0.3	0.0	0.3	0.3	0.8	0.5	0.5	0.3	0.2	0.3	0.4	0.4
H17	8	0.3	0.0	1.0	0.6	0.3		0.0	0.8	0.4	0.7	0.5	0.5
H18	16	0.2	0.6	0.8	0.4	0.6	0.2	0.3	0.1	0.1	0.2	0.0	0.3
H19	10	0.4	0.3	0.4	0.4	0.3	0.7	0.4	0.0	0.4	0.0	0.0	0.3
H20	7	0.3	0.3	1.4	0.4	0.8	0.6	0.4	0.8	0.7	0.3	0.3	0.6
H21	12	0.7	0.4	0.4	0.5	0.6	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.3	0.5
H22	6	0.7	0.4	0.4	0.5	0.6	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.3	0.5
H23	20	0.7	0.8	1.1	0.5	1.1	0.8	0.8	0.5	0.8	0.5	0.4	0.7
H24	11	0.3	0.6	1.0	0.2	1.0	1.0	1.0	0.4	0.8	0.5	0.7	0.7
H25	19	0.7	0.2	0.0	0.5	0.0	0.1	0.3	0.2	0.8	0.5	0.1	0.3
H26	44	0.8					0.7			0.6	0.3		0.6
H27	54	0.8					0.8			0.6	0.2		0.6
H28	52	0.8					0.9			0.8	0.3		0.7
H29	40	0.5					0.5			0.4	0.2		0.4
H30	43	0.8					0.4			0.5	0.1		0.4
H31	20	0.9					0.2			0.5	0.2		0.4
R2	50	0.5					0.6			0.5	0.1		0.4
R3	35	0.7					0.9			1.1	0.5		0.8
R4	28	0.7					0.9			0.8	0.3		0.7
R5	28	0.7					0.8			0.7	0.2		0.6
R6	9	0.6					0.8			0.8	0.1		0.6
平均	24.2	0.6	0.4	0.9	0.4	0.7	0.6	0.4	0.6	0.7	0.4	0.3	0.5

※ 調査を実施しなかった点は「空欄」とした。  
 ※ R6は9月末までの集計

表2 令和4年度以降の調査日ごとの魚群探知機の反応

年度	調査日	調査点				平均
		①	⑥	⑨	⑩	
R4	4月6日	2	1	1		1.3
	4月13日	1	1	1		1.0
	4月18日	0	1	1	1	0.8
	4月21日	0	1			0.5
	5月9日	1	1	1		1.0
	6月3日	0	1	1	0	0.5
	6月17日	0	1	1	0	0.5
	6月28日	1	1		1	1.0
	7月5日	0	1	1	1	0.8
	7月8日		0	0		0.0
	8月1日	1	1	1	0	0.8
	8月23日	0	1	0	0	0.3
	10月28日	1	1	2	1	1.3
	11月8日	0	1	2	0	0.8
	11月18日	0	0	1	0	0.3
	12月1日	2	1	1	1	1.3
	12月9日	0	0	1	0	0.3
	12月13日	0	1	1	0	0.5
	1月12日	1	0	1	0	0.5
	1月13日	2	1	0	1	1.0
	1月18日	0	1	0	0	0.3
	1月19日	1	1	1	0	0.8
	1月20日	1	1	1	0	0.8
	1月26日	0	1	1	0	0.5
	1月27日	2	1	0	0	0.8
	1月30日	2	1	1	1	1.3
	3月7日	0	1	1	0	0.5
	3月9日	1	1	0	0	0.5
平均		0.7	0.9	0.8	0.3	0.7
R5	4月10日	1	1	1	1	1.0
	5月12日	1	1	1	1	1.0
	5月15日	2	1	1	0	1.0
	6月1日	1	1	1	0	0.8
	6月13日	1	1	1	0	0.8
	6月14日	1	1	1	0	0.8
	6月27日	1	1	1	0	0.8
	6月28日	1	1	1	0	0.8
	7月5日	0	1	1	0	0.5
	7月25日	1	1	1	1	1.0
	8月31日	1	0	1	1	0.8
	9月12日	1	0	1	0	0.5
	10月5日	0	1	1		0.7
	10月10日	0	0	1	0	0.3
	10月18日	0	1	1	0	0.5
	10月23日	0	1	1	1	0.8
	10月25日	0	1	0	0	0.3
	11月2日	1	1	1	0	0.8
	11月10日	1	1	0	0	0.5
	11月14日	1	1			1.0
	12月1日	2	1	0	0	0.8
	12月8日	0	1	1	0	0.5
	12月11日	1	1	1	0	0.8
	12月22日	1	0	0	0	0.3
	12月25日	0	0	0	0	0.0
	1月9日	0	1	0	0	0.3
	1月31日			1		1.0
	2月1日	1	0	0	0	0.3
平均		0.7	0.8	0.7	0.2	0.6

年度	調査日	調査点				平均	
		①	⑥	⑨	⑩		
R6	4月3日	0	1	0	0	0.3	
	4月15日	0	0	0	0	0.0	
	4月16日	1	0	1	0	0.5	
	6月14日	1	1	2	0	1.0	
	6月25日	1	1	1	0	0.8	
	7月25日	1	1	1	1	1.0	
	7月26日	1				1.0	
	9月10日	0	1	0	0	0.3	
	9月12日		1	1		1.0	
	平均		0.6	0.8	0.8	0.1	0.6

○平成14年4月から令和6年9月末にかけて556回の調査を実施した結果、年度によりばらつきはあるものの、禁漁区内に魚類の鯖集を確認した。

## 過去に実施された魚群探知機以外の生物調査結果について

### 1 刺し網による調査 (H14 年度)

期間及び回数：H14 年 6 月～H15 年 3 月。計 6 回実施。

漁具の規模：1 回当たり 4 か所に刺し網を 3 反ずつ設置。

表 出現魚種及び尾数 (6 回調査の合計)

魚種名	尾数	魚種名	尾数	魚種名	尾数
シログチ	7,994	カワハギ	20	マダコ	2
メバル	1,040	ボラ	19	シマイサキ	2
アイナメ	410	マアジ	14	カゴカキダイ	2
カサゴ	314	コショウダイ	12	クロダイ	1
ウミタナゴ	270	クロソイ	11	クロアナゴ	1
スズキ	193	アカエイ	3	コチ	1
メジナ	64	マアナゴ	2	クラカケトラギス	1
ドチザメ	62	ヒガンフグ	2	ブリ	1
イシダイ	42	マコガレイ	2	ベラ	1
ムラソイ	30	ギマ	2	アカカマス	1

### 2 水中カメラ及び潜水器による目視調査 (H28、29 年度)

#### (1) 水中カメラによる調査 (H29 年 3 月 28 日実施)

透明度が低く、魚類は確認できなかったが、ナマコやアミ類が確認された。

#### (2) 潜水器による調査 (H29 年 4 月 4 日実施)

水深 5m 付近ではワカメなどの海藻が、水深 10m 付近ではナマコが確認された。



図 潜水器による調査の写真